

別表第1（第6条、第7条関係）

指定産業廃棄物に係る検査項目

産業廃棄物の種類	検査項目
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 含水率 ・ 油分 ・ 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
燃え殻、ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項及び23の項から25の項の第1欄に掲げる物質
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引火点 ・ 判定基準省令別表第1の9の項から18の項まで及び22の項の第1欄に掲げる物質
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素イオン濃度 ・ 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
鉍さい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項、23の項及び24の項の第1欄に掲げる物質
上記を処分するため処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理前の産業廃棄物の種類に対応する検査項目

注1 判定基準省令別表第1の1の項の検査を要する産業廃棄物にあつては、水銀含有量も検査すること。

注2 検査の対象物質が明らかに含まれない場合は、当該物質の検査を省略することができる。

別表第2（第8条関係）

県外産業廃棄物の搬入の事前協議に係る添付書類

<ol style="list-style-type: none"> 1 中間処理又は最終処分業者の受入承諾書の写し 2 指定産業廃棄物にあつては、有害特性等を明らかにする書類（別表第1左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査成績書（3か月以内に実施したもの）を含む。） 3 産業廃棄物の発生工程を明らかにした書類 4 搬入する産業廃棄物及びその搬入荷姿の写真 5 その他知事が必要と認める書類
--

注1 協議の内容を変更する場合は、変更に係るものに限る。

注2 使用済小型電子機器等を再資源化認定事業者に引き渡す場合は、3及び4を省略できる。

別表第3（第13条関係）

産業廃棄物最終処分場設置等事業概要書添付書類

<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者の概要を明らかにする書類 2 事業計画及び経営計画の概要を明らかにする書類 3 最終処分場の設置場所及び搬入経路を明らかにする図面 4 土地利用現況図及び土地利用規制図 5 最終処分場の維持管理計画及び環境保全対策の概要を明らかにする書類
--

- | | |
|---|--------------------------------|
| 6 | 予定地周辺の利水の状況、上水道等の水源の状況を示した図面 |
| 7 | 予定地等の使用に関して土地所有者と協議した内容を記載した書類 |
| 8 | その他知事が必要と認める書類 |

別表第4（第17条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事前協議書添付書類

- | | |
|----|---|
| 1 | 事業計画の概要を記載した書類 |
| 2 | 設置等予定者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書 |
| 3 | 設置等予定者が個人である場合には、その住民票の写し |
| 4 | 産業廃棄物の種類ごとの搬入計画（県内・県外搬入物別）及び埋立期間等の概要を記載した書類 |
| 5 | 施設の維持管理計画及び最終処分場にあつては跡地利用計画を記載した書類 |
| 6 | 施設設置場所の位置図（国土地理院発行25,000分の1の地図に赤で位置を示すこと。） |
| 7 | 施設の構造及び設備の概要を記載した書類 |
| 8 | 事業に係る施設の配置図 |
| 9 | 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては埋立面積及び埋立容量計算書、周辺の地形地質・地下水の状況を明らかにする書類及び構造物の安定計算書 |
| 10 | 周辺地区の利水の状況を明らかにする書類 |
| 11 | 浸出液処理設備の構造を明らかにする図面及び設計計算書 |
| 12 | 放流水の水質及び水量を記載した書類 |
| 13 | 放流水の放流経路図及び放流先の概要を記載した書類 |
| 14 | 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）工程を明らかにした書類 |
| 15 | 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）後に発生した産業廃棄物の処分方法を記載した書類 |
| 16 | 次に掲げる土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図又は公図の写し
(1) 事業場の敷地（産業廃棄物処理施設等、管理事務所、門扉、囲い等、現に事業に使用し又は使用しようとする一連の土地であつて、平面図等に明記した場所をいう。）
(2) 事業場の敷地が含まれる地番の土地と接する土地（以下「隣接地」という。）
(3) 搬入路
(4) 搬入路と接する土地 |
| 17 | 施設を設置する土地及び搬入路の使用権限を証する書類 |
| 18 | 地域住民等の所在が明らかな図面 |
| 19 | 次に掲げる者の同意書及び同意の取得状況一覧表
(1) 事業場（搬入路を含む。）の敷地の隣接者（搬入路にあつては、搬入路と接する土地の所有者）全員
(2) 施設から概ね500m以内に居住者がある場合は、その居住者の地区の代表者又はその地区の3分の2以上の世帯主
(3) 放流水がある場合は、原則として放流先の第1利水者 |

ただし、次のア又はイに該当する場合は（１）から（３）までの同意書を、ウに該当する場合は（２）の同意書を省略することができる。

ア 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある場合

イ 産業廃棄物処理施設等の更新（処理能力に 10 パーセント以上の増加が無い場合であって、その設置場所が更新しようとする施設の設置に係る法に基づく申請、届出又は指定申請において平面図等に明記した事業場の敷地内であるものに限る。）を行う場合。

ウ 再生の用に供するための次に掲げる処理施設（公害対策の措置が講じられた施設に限る。）を設置する場合であって、かつ、処理後に排出されるものほぼ全量が再生利用される場合。

（ア）コンクリートの破砕施設（破砕機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね 80 ミリメートル以下に破砕できるものに限る。）

（イ）アスファルトの破砕施設（破砕機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね 80 ミリメートル以下に破砕できるものに限る。）

（ウ）再生加熱アスファルト混合物製造施設（社団法人日本道路協会制定「プラント再生舗装技術指針」の基準に適合する適合するものに限る。）

（エ）木くずの破砕施設（形状が概ね 10 センチメートル以下に破砕できるものに限る。）

（オ）発泡スチロールの熔融施設

（カ）自動車リサイクル法に基づく、破砕施設（破砕前処理施設含む。）

（キ）廃プラスチック類の破砕施設

（ク）廃棄物固形化燃料（R D F、R P F）を製造するための施設

（ケ）選別施設

（コ）植物油からディーゼル燃料等を製造するための施設（B D F 製造施設）

（サ）その他知事が認める再生の用に供する処理施設

20 関係住民等に対して行った当該事業計画の説明に関する以下の書類

（１）第 17 条の 2 による第一利水者への説明状況及び結果の概要

（２）最終処分場設置等予定者においては、第 18 条の 2 において準用する第 14 条第 4 項の報告書

（３）19 による同意取得に係る地域住民への説明状況及び結果の概要

21 その他知事が必要と認める書類

別表第 5（第 24 条関係）

排ガス及び焼却灰検査項目及び検査回数

検体名	検査項目	検査回数
排ガス	ばいじん	年 2 回以上
	窒素酸化物	
	硫黄酸化物	
	塩化水素	
焼却灰	熱しゃく減量	年 4 回以上